

平成25年 No.37

- 国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程等の一部を改正する規程
- 東京学芸大学パソコンリーダー規則等の一部を改正する規則
- 国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項等の一部を改正する要項
- 東京学芸大学芸術館運営委員会内規の一部を改正する内規
- 東京学芸大学体育施設の屋外夜間照明設備を使用する場合の基準の一部を改正する基準

改正理由

事務組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

事務組織規則の改組に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、教育研究評議会には報告事項とする。

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成25年12月18日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成25年規程第31号

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年規程第7号）
- (2) 東京学芸大学放射性同位元素総合実験施設規程（昭和59年規程第4号）
- (3) 東京学芸大学教授会規程（平成16年規程第40号）
- (4) 東京学芸大学選挙規程（昭和42年規程第3号）
- (5) 東京学芸大学放射線障害予防規程（平成元年規程第5号）
- (6) 東京学芸大学理科教員高度支援センター規程（平成23年規程第22号）
- (7) 東京学芸大学研究倫理規程（平成15年規程第4号）
- (8) 国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程（平成19年規程第31号）
- (9) 東京学芸大学利益相反委員会規程（平成24年規程第19号）
- (10) 東京学芸大学環境安全委員会規程（平成20年規程第6号）
- (11) 国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程（平成16年規程第19号）
- (12) 国立大学法人東京学芸大学受託研究取扱規程（平成16年規程第20号）
- (13) 国立大学法人東京学芸大学職務発明規程（平成16年規程第18号）
- (14) 東京学芸大学環境教育研究センター規程（平成6年規程第13号）
- (15) 東京学芸大学教育実践研究支援センター規程（平成16年規程第5号）
- (16) 東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター規程（平成12年規程第6号）

東京学芸大学パソコンリーダー規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成25年12月18日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成25年規則第26号

東京学芸大学パソコンリーダー規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学パソコンリーダー規則（平成11年規則第7号）
- (2) 東京学芸大学電気工作物保安規則（平成2年規則第3号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学公印規則（昭和57年規則第4号）
- (4) 国立大学法人東京学芸大学文書処理規則（昭和52年規則第8号）
- (5) 国立大学法人東京学芸大学公的研究費管理規則（平成19年規則第28号）
- (6) 東京学芸大学事務点検評価委員会規則（平成16年規則第46号）

国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成25年12月18日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項等の一部を改正する要項

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項（昭和51年1月10日制定）
- (2) 東京学芸大学センター長協議会要項（平成20年12月24日制定）
- (3) 東京学芸大学質の高い学校教育・保育の一体的提供を保障するための保育・教育課程の構築プロジェクト推進委員会要項（平成25年4月18日制定）
- (4) 東京学芸大学デジタル読解力のための教科書連携型デジタル教材の認証・評価と研修・養成の研究プロジェクト推進委員会要項（平成24年5月17日制定）
- (5) 東京学芸大学国際算数・数学授業改善プロジェクト推進委員会要項（平成23年3月23日制定）
- (6) 芸術・スポーツ科学系組織等検討委員会要項（平成18年6月26日制定）
- (7) 国立大学法人東京学芸大学大学連携研究設備ネットワーク登録設備利用要項（平成22年3月31日制定）
- (8) 東京学芸大学e-Learning事業推進協議会要項（平成21年6月17日制定）
- (9) 東京学芸大学大学教員研究専念制度実施要項（平成16年12月2日制定）
- (10) 学芸大・みずほFG共同研究プロジェクト設置要項（平成18年4月6日制定）
- (11) 学芸大こども未来プロジェクト設置要項（平成17年10月3日制定）

東京学芸大学芸術館運営委員会内規の一部を改正する内規を次のように制定する。

平成25年12月18日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

東京学芸大学芸術館運営委員会内規の一部を改正する内規

東京学芸大学芸術館運営委員会内規（平成11年10月7日制定）の一部について、別紙新旧
対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学体育施設の屋外夜間照明設備を使用する場合の基準の一部を改正する基準を次のように制定する。

平成25年12月18日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

東京学芸大学体育施設の屋外夜間照明設備を使用する場合の基準の一部を改正する基準

東京学芸大学体育施設の屋外夜間照明設備を使用する場合の基準(平成6年11月30日制定)の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正について

改正理由：事務組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																																																																																				
<p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この規程は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月1日から適用する。</p> <p>別表（第5条第1項関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 局 等</th> <th style="text-align: center;">保 護 担 当 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>事務局</td><td>各課長</td></tr> <tr><td>総合教育科学系</td><td><u>学系支援課長</u></td></tr> <tr><td>人文社会科学系</td><td><u>学系支援課長</u></td></tr> <tr><td>自然科学系</td><td><u>学系支援課長</u></td></tr> <tr><td>芸術・スポーツ科学系</td><td><u>学系支援課長</u></td></tr> <tr><td>大学院連合学校教育学研究科</td><td>学務課長</td></tr> <tr><td>附属図書館</td><td>学術情報課長</td></tr> <tr><td>環境教育研究センター</td><td><u>学系支援課長</u></td></tr> <tr><td>教育実践研究支援センター</td><td><u>学系支援課長</u></td></tr> <tr><td>留学生センター</td><td>国際課長</td></tr> <tr><td>国際教育センター</td><td>国際課長</td></tr> <tr><td>教員養成カリキュラム開発研究センター</td><td><u>学系支援課長</u></td></tr> <tr><td>保健管理センター</td><td>学生課長</td></tr> <tr><td>情報処理センター</td><td>情報基盤課長</td></tr> <tr><td>理科教員高度支援センター</td><td><u>学系支援課長</u></td></tr> <tr><td>学生相談センター</td><td>学生課長</td></tr> <tr><td>学生キャリア支援センター</td><td>学生課長</td></tr> <tr><td>教員養成開発連携センター</td><td>教育連携担当課長</td></tr> <tr><td>放射性同位元素総合実験施設</td><td><u>学系支援課長</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔省 略〕</td> <td style="text-align: center;">〔省 略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔省略〕</p>	部 局 等	保 護 担 当 者	事務局	各課長	総合教育科学系	<u>学系支援課長</u>	人文社会科学系	<u>学系支援課長</u>	自然科学系	<u>学系支援課長</u>	芸術・スポーツ科学系	<u>学系支援課長</u>	大学院連合学校教育学研究科	学務課長	附属図書館	学術情報課長	環境教育研究センター	<u>学系支援課長</u>	教育実践研究支援センター	<u>学系支援課長</u>	留学生センター	国際課長	国際教育センター	国際課長	教員養成カリキュラム開発研究センター	<u>学系支援課長</u>	保健管理センター	学生課長	情報処理センター	情報基盤課長	理科教員高度支援センター	<u>学系支援課長</u>	学生相談センター	学生課長	学生キャリア支援センター	学生課長	教員養成開発連携センター	教育連携担当課長	放射性同位元素総合実験施設	<u>学系支援課長</u>	〔省 略〕	〔省 略〕	<p>〔省略〕</p> <p>別表（第5条第1項関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 局 等</th> <th style="text-align: center;">保 護 担 当 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>事務局</td><td>各課長</td></tr> <tr><td>総合教育科学系</td><td><u>教育研究支援課長</u></td></tr> <tr><td>人文社会科学系</td><td><u>教育研究支援課長</u></td></tr> <tr><td>自然科学系</td><td><u>教育研究支援課長</u></td></tr> <tr><td>芸術・スポーツ科学系</td><td><u>教育研究支援課長</u></td></tr> <tr><td>大学院連合学校教育学研究科</td><td>学務課長</td></tr> <tr><td>附属図書館</td><td>学術情報課長</td></tr> <tr><td>環境教育研究センター</td><td><u>教育研究支援課長</u></td></tr> <tr><td>教育実践研究支援センター</td><td><u>教育研究支援課長</u></td></tr> <tr><td>留学生センター</td><td>国際課長</td></tr> <tr><td>国際教育センター</td><td>国際課長</td></tr> <tr><td>教員養成カリキュラム開発研究センター</td><td><u>教育研究支援課長</u></td></tr> <tr><td>保健管理センター</td><td>学生課長</td></tr> <tr><td>情報処理センター</td><td>情報基盤課長</td></tr> <tr><td>理科教員高度支援センター</td><td><u>教育研究支援課長</u></td></tr> <tr><td>学生相談センター</td><td>学生課長</td></tr> <tr><td>学生キャリア支援センター</td><td>学生課長</td></tr> <tr><td>教員養成開発連携センター</td><td>教育連携担当課長</td></tr> <tr><td>放射性同位元素総合実験施設</td><td><u>教育研究支援課長</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔省 略〕</td> <td style="text-align: center;">〔省 略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔省略〕</p>	部 局 等	保 護 担 当 者	事務局	各課長	総合教育科学系	<u>教育研究支援課長</u>	人文社会科学系	<u>教育研究支援課長</u>	自然科学系	<u>教育研究支援課長</u>	芸術・スポーツ科学系	<u>教育研究支援課長</u>	大学院連合学校教育学研究科	学務課長	附属図書館	学術情報課長	環境教育研究センター	<u>教育研究支援課長</u>	教育実践研究支援センター	<u>教育研究支援課長</u>	留学生センター	国際課長	国際教育センター	国際課長	教員養成カリキュラム開発研究センター	<u>教育研究支援課長</u>	保健管理センター	学生課長	情報処理センター	情報基盤課長	理科教員高度支援センター	<u>教育研究支援課長</u>	学生相談センター	学生課長	学生キャリア支援センター	学生課長	教員養成開発連携センター	教育連携担当課長	放射性同位元素総合実験施設	<u>教育研究支援課長</u>	〔省 略〕	〔省 略〕
部 局 等	保 護 担 当 者																																																																																				
事務局	各課長																																																																																				
総合教育科学系	<u>学系支援課長</u>																																																																																				
人文社会科学系	<u>学系支援課長</u>																																																																																				
自然科学系	<u>学系支援課長</u>																																																																																				
芸術・スポーツ科学系	<u>学系支援課長</u>																																																																																				
大学院連合学校教育学研究科	学務課長																																																																																				
附属図書館	学術情報課長																																																																																				
環境教育研究センター	<u>学系支援課長</u>																																																																																				
教育実践研究支援センター	<u>学系支援課長</u>																																																																																				
留学生センター	国際課長																																																																																				
国際教育センター	国際課長																																																																																				
教員養成カリキュラム開発研究センター	<u>学系支援課長</u>																																																																																				
保健管理センター	学生課長																																																																																				
情報処理センター	情報基盤課長																																																																																				
理科教員高度支援センター	<u>学系支援課長</u>																																																																																				
学生相談センター	学生課長																																																																																				
学生キャリア支援センター	学生課長																																																																																				
教員養成開発連携センター	教育連携担当課長																																																																																				
放射性同位元素総合実験施設	<u>学系支援課長</u>																																																																																				
〔省 略〕	〔省 略〕																																																																																				
部 局 等	保 護 担 当 者																																																																																				
事務局	各課長																																																																																				
総合教育科学系	<u>教育研究支援課長</u>																																																																																				
人文社会科学系	<u>教育研究支援課長</u>																																																																																				
自然科学系	<u>教育研究支援課長</u>																																																																																				
芸術・スポーツ科学系	<u>教育研究支援課長</u>																																																																																				
大学院連合学校教育学研究科	学務課長																																																																																				
附属図書館	学術情報課長																																																																																				
環境教育研究センター	<u>教育研究支援課長</u>																																																																																				
教育実践研究支援センター	<u>教育研究支援課長</u>																																																																																				
留学生センター	国際課長																																																																																				
国際教育センター	国際課長																																																																																				
教員養成カリキュラム開発研究センター	<u>教育研究支援課長</u>																																																																																				
保健管理センター	学生課長																																																																																				
情報処理センター	情報基盤課長																																																																																				
理科教員高度支援センター	<u>教育研究支援課長</u>																																																																																				
学生相談センター	学生課長																																																																																				
学生キャリア支援センター	学生課長																																																																																				
教員養成開発連携センター	教育連携担当課長																																																																																				
放射性同位元素総合実験施設	<u>教育研究支援課長</u>																																																																																				
〔省 略〕	〔省 略〕																																																																																				

東京学芸大学放射性同位元素総合実験施設規程の一部改正について

改正理由：事務組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(庶務)</p> <p>第10条 委員会の庶務は、教育研究支援部<u>学系支援課</u>が処理する。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(庶務)</p> <p>第10条 委員会の庶務は、教育研究支援部<u>教育研究支援課</u>が処理する。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学教授会規程の一部改正について

改正理由：事務組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第11条 教授会の庶務は、教育研究支援部<u>学系支援課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(事務)</p> <p>第7条 教授会の庶務は、教育研究支援部<u>教育研究支援課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p>

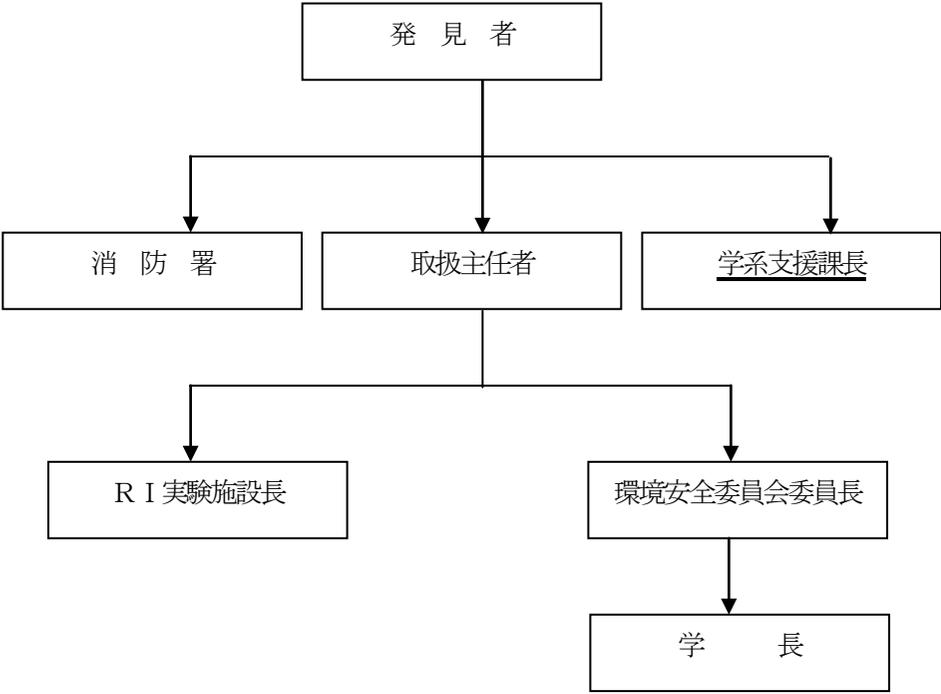
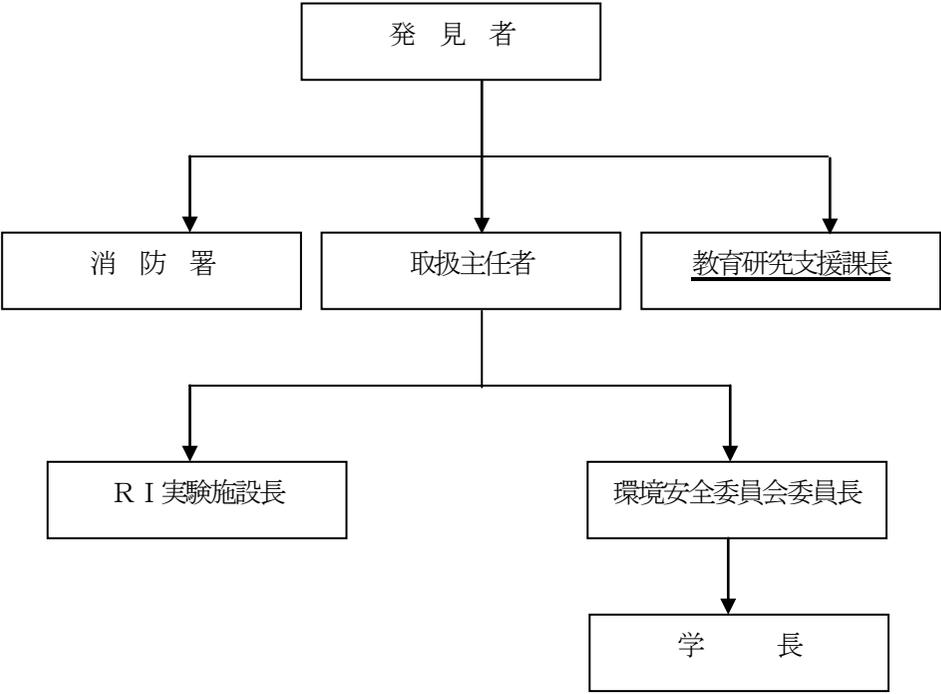
東京学芸大学選挙規程の一部改正について

改正理由：事務組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第16条 選挙管理委員会の庶務は、教育研究支援部<u>学系支援課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(事務)</p> <p>第16条 選挙管理委員会の庶務は、教育研究支援部<u>教育研究支援課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部改正について

改正理由：事務組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この規程は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月1日から適用する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別図1 地震等災害発生時の連絡通報体制</p>  <pre> graph TD A[発見者] --> B[消防署] A --> C[取扱主任者] A --> D[学系支援課長] C --> E[RI実験施設長] C --> F[環境安全委員会委員長] F --> G[学長] </pre> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>別図1 地震等災害発生時の連絡通報体制</p>  <pre> graph TD A[発見者] --> B[消防署] A --> C[取扱主任者] A --> D[教育研究支援課長] C --> E[RI実験施設長] C --> F[環境安全委員会委員長] F --> G[学長] </pre> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学理科教員高度支援センター規程の一部改正について

改正理由：事務組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(庶務) 第13条 委員会の庶務は、教育研究支援部<u>学系支援課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(庶務) 第13条 委員会の庶務は、教育研究支援部<u>教育研究支援課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学研究倫理規程の一部改正について

改正理由：事務組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>第8条 委員会の庶務は、関係部課の協力を得て、教育研究支援部<u>研究支援課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>第8条 委員会の庶務は、関係部課の協力を得て、教育研究支援部<u>教育研究支援課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程の一部改正について

改正理由：事務組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(通報窓口の設置)</p> <p>第4条 本学における不正に関する通報を受け付けるための窓口（以下「通報窓口」という。）を教育研究支援部<u>研究支援課</u>に設置し、当該課長が責任者となる。</p> <p>2 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(調査委員会の設置)</p> <p>第7条</p> <p>1～7 [省略]</p> <p>8 調査委員会の事務は、関係部課等の協力を得て教育研究支援部<u>研究支援課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(通報窓口の設置)</p> <p>第4条 本学における不正に関する通報を受け付けるための窓口（以下「通報窓口」という。）を教育研究支援部<u>教育研究支援課</u>に設置し、当該課長が責任者となる。</p> <p>2 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(調査委員会の設置)</p> <p>第7条</p> <p>1～7 [省略]</p> <p>8 調査委員会の事務は、関係部課等の協力を得て教育研究支援部<u>教育研究支援課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学利益相反委員会規程の一部改正について

改正理由：事務組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 委員会の庶務は、関係部課の協力を得て、教育研究支援部<u>研究支援課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て教育研究支援部<u>教育研究支援課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学環境安全委員会規程の一部改正について

改正理由：事務組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各1名</p> <p>(2) 学長が指名した専門的な知識・経験を有する教員 4名</p> <p>(3) 財務課長</p> <p>(4) 施設課長</p> <p>(5) <u>研究支援課長</u></p> <p>(6) その他第7条第1項の委員長が必要と認めた者 若干名</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各1名</p> <p>(2) 学長が指名した専門的な知識・経験を有する教員 4名</p> <p>(3) 財務課長</p> <p>(4) 施設課長</p> <p>(5) <u>教育研究支援課長</u></p> <p>(6) その他第7条第1項の委員長が必要と認めた者 若干名</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程の一部改正について

改正理由：事務組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="280 371 349 400">〔省略〕</p> <p data-bbox="230 469 300 497">(事務)</p> <p data-bbox="188 517 987 545">第29条 共同研究の受入事務は、<u>教育研究支援部研究支援課</u>が行う。</p> <p data-bbox="280 614 349 643">〔省略〕</p> <p data-bbox="264 858 342 887"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="217 906 1099 935"><u>この規程は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月1日から適用する。</u></p>	<p data-bbox="1243 371 1312 400">〔省略〕</p> <p data-bbox="1191 469 1261 497">(事務)</p> <p data-bbox="1149 517 1850 545">第29条 共同研究の受入事務は、<u>総務部広報連携課</u>が行う。</p> <p data-bbox="1243 614 1312 643">〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学受託研究取扱規程の一部改正について

改正理由：事務組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="277 368 349 400">〔省略〕</p> <p data-bbox="230 467 302 499">(事務)</p> <p data-bbox="185 515 987 547">第19条 受託研究の受入事務は、<u>教育研究支援部研究支援課</u>が行う。</p> <p data-bbox="277 612 349 644">〔省略〕</p> <p data-bbox="259 855 344 887"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="215 903 1099 935"><u>この規程は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月1日から適用する。</u></p>	<p data-bbox="1240 368 1312 400">〔省略〕</p> <p data-bbox="1193 467 1265 499">(事務)</p> <p data-bbox="1149 515 1850 547">第19条 受託研究の受入事務は、<u>総務部広報連携課</u>が行う。</p> <p data-bbox="1240 612 1312 644">〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学職務発明規程の一部改正について

改正理由：事務組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="280 371 353 403">〔省略〕</p> <p data-bbox="230 467 304 499">(庶務)</p> <p data-bbox="185 515 1126 595">第21条 この規程に基づく事務処理及び審査委員会に関する庶務は、関係部課の協力を得て<u>教育研究支援部研究支援課</u>が行う。</p> <p data-bbox="280 659 353 691">〔省略〕</p> <p data-bbox="264 898 353 930"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="219 946 1104 978"><u>この規程は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月1日から適用する。</u></p>	<p data-bbox="1243 371 1317 403">〔省略〕</p> <p data-bbox="1189 467 1263 499">(庶務)</p> <p data-bbox="1144 515 2085 595">第21条 この規程に基づく事務処理及び審査委員会に関する庶務は、関係部課等の協力を得て<u>総務部広報連携課</u>が行う。</p> <p data-bbox="1243 659 1317 691">〔省略〕</p>

東京学芸大学環境教育研究センター規程の一部改正について

改正理由：事務組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(事務)</p> <p>第14条 センターに関する事務は、教育研究支援部<u>学系支援課</u>が処理する。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(事務)</p> <p>第14条 センターに関する事務は、教育研究支援部<u>教育研究支援課</u>が処理する。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学教育実践研究支援センター規程の一部改正について

改正理由：事務組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第14条 委員会の庶務は、教育研究支援部<u>学系支援課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第14条 委員会の庶務は、教育研究支援部<u>教育研究支援課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター規程の一部改正について

改正理由：事務組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第21条 委員会の庶務は、教育研究支援部<u>学系支援課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第21条 協議会及び委員会の庶務は、教育研究支援部<u>教育研究支援課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p>

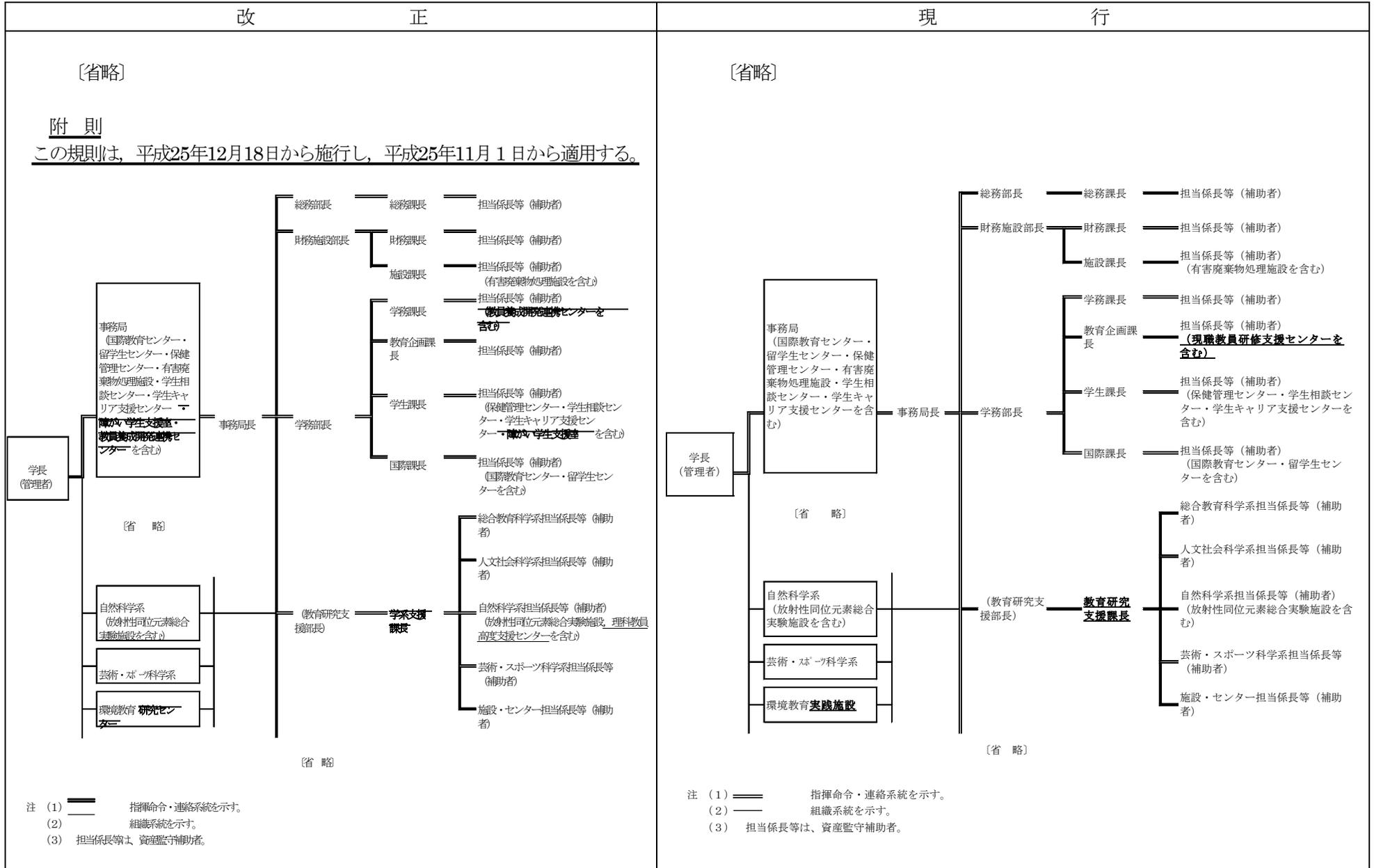
東京学芸大学パソコンリーダー規則の一部改正について

改正理由：事務組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正				現 行			
〔省略〕				〔省略〕			
<p><u>附 則</u> <u>この規則は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月1日から適用する。</u></p>							
別表				別表			
パソコンリーダー配置部局及び人員				パソコンリーダー配置部局及び人員			
〔省略〕	〔省略〕	パソコンリーダー配置部局	人員	〔省略〕	〔省略〕	パソコンリーダー配置部局	人員
〔省略〕	〔省略〕	教育研究支援部 <u>研究支援課</u> 教育研究支援部 <u>学系支援課</u>	<u>1</u> <u>5</u>	〔省略〕	〔省略〕	教育研究支援部 <u>教育研究支援課</u>	<u>4</u>
		〔省略〕				〔省略〕	

東京学芸大学電気工作物保安規則の一部改正について

改正理由：事務組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。



国立大学法人東京学芸大学公印規則の一部改正について

改正理由：事務組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 この規則において「部局」とは、事務局、各学系、連合学校教育学研究所、附属図書館、環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、<u>理科教員高度支援センター</u>、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、学生相談センター、学生キャリア支援センター、<u>教員養成開発連携センター</u>及び各附属学校をいう。</p> <p>3 〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>2 この規則において「部局」とは、事務局、各学系、連合学校教育学研究所、附属図書館、環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、学生相談支援センター、学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p>3 〔省略〕</p>

別表（第3条関係）

	種 類	寸法 〔ミリメー トル平方〕	公印管守責任者	公印管守担当者
組 織 印	[省略]			
役 職 印	国立大学法人東京学芸 大学長	30	総務課長	法規係長
	[省 略]			
	<u>研究支援課長</u>	20	総務課長	法規係長
	<u>学系支援課長</u>	20	総務課長	法規係長
	[省 略]			
	総合教育科学系長	23	} <u>学系支援課長</u>	
	人文社会科学系長	23		
	自然科学系長	23		
	芸術・スポーツ科学系長	23		
	環境教育研究センター長	23		
	教育実践研究支援センター長	23		
	留学生センター長	23	国際課長	
	国際教育センター長	23	国際課長	
	教員養成カリキュラム開発研究セン ター長	23	<u>学系支援課長</u>	
保健管理センター所長	23	総務課長		
情報処理センター長	23	情報基盤課長		
理科教員高度支援セン ター長	23	<u>学系支援課長</u>		
放射性同位元素総合実験	23	<u>学系支援課長</u>		

別表（第3条関係）

	種 類	寸法 〔ミリメー トル平方〕	公印管守責任者	公印管守担当者
組 織 印	[省略]			
役 職 印	国立大学法人東京学芸 大学長	30	総務課長	法規係長
	[省 略]			
	<u>教育研究支援課長</u>	20	総務課長	法規係長
	[省 略]			
	総合教育科学系長	23	} <u>教育研究支援課長</u>	
	人文社会科学系長	23		
	自然科学系長	23		
	芸術・スポーツ科学系長	23		
	環境教育研究センター長	23		
	教育実践研究支援センター長	23		
	留学生センター長	23	国際課長	
	国際教育センター長	23	国際課長	
	教員養成カリキュラム開発研究セン ター長	23	<u>教育研究支援課長</u>	
	保健管理センター所長	23	総務課長	
情報処理センター長	23	情報基盤課長		
理科教員高度支援セン ター長	23	<u>教育研究支援課長</u>		
放射性同位元素総合実験	23	<u>教育研究支援課長</u>		

施設長 有害廃棄物処理施設長 学生相談センター長 学生キャリア支援センター長 <u>教員養成開発連携センター長</u> [省 略]	23 23 23 <u>23</u>	総務課長 総務課長 総務課長 <u>総務課長</u>	 <u>法規係長</u> <u>法規係長</u>	施設長 有害廃棄物処理施設長 学生相談センター長 学生キャリア支援センター長 [省 略]	23 23 23	総務課長 総務課長 総務課長	 法規係長
--	-----------------------------	-------------------------------------	--	--	----------------	----------------------	------------------

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則の一部改正について

改正理由：事務組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行														
<p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この規則は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月1日から適用する。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="203 592 1111 791"> <tr> <td>〔 省 略 〕</td> <td>〔 省 略 〕</td> </tr> <tr> <td><u>研究支援課</u>に属するもの</td> <td>東学芸<u>研支</u>第 号</td> </tr> <tr> <td><u>学系支援課</u>に属するもの</td> <td>東学芸<u>学支</u>第 号</td> </tr> <tr> <td>〔 省 略 〕</td> <td>〔 省 略 〕</td> </tr> </table>	〔 省 略 〕	〔 省 略 〕	<u>研究支援課</u> に属するもの	東学芸 <u>研支</u> 第 号	<u>学系支援課</u> に属するもの	東学芸 <u>学支</u> 第 号	〔 省 略 〕	〔 省 略 〕	<p>〔省略〕</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1176 592 2083 791"> <tr> <td>〔 省 略 〕</td> <td>〔 省 略 〕</td> </tr> <tr> <td><u>教育研究支援課</u>に属するもの</td> <td>東学芸<u>教研</u>第 号</td> </tr> <tr> <td>〔 省 略 〕</td> <td>〔 省 略 〕</td> </tr> </table>	〔 省 略 〕	〔 省 略 〕	<u>教育研究支援課</u> に属するもの	東学芸 <u>教研</u> 第 号	〔 省 略 〕	〔 省 略 〕
〔 省 略 〕	〔 省 略 〕														
<u>研究支援課</u> に属するもの	東学芸 <u>研支</u> 第 号														
<u>学系支援課</u> に属するもの	東学芸 <u>学支</u> 第 号														
〔 省 略 〕	〔 省 略 〕														
〔 省 略 〕	〔 省 略 〕														
<u>教育研究支援課</u> に属するもの	東学芸 <u>教研</u> 第 号														
〔 省 略 〕	〔 省 略 〕														

国立大学法人東京学芸大学公的研究費管理規則の一部改正について

改正理由：事務組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(公的資金管理室)</p> <p>第9条 本学の公的研究費を適正に運営及び管理する組織として、最高管理責任者の下に公的資金管理室を設置する。</p> <p>2～5 [省略]</p> <p>6 公的資金管理室の事務は、関係部課等の協力を得て教育研究支援部<u>研究支援課</u>が処理する。</p> <p>(相談窓口の設置)</p> <p>第10条 本学における公的研究費に係わる事務処理手続きに関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を置く。</p> <p>2 相談窓口は、次の各号に掲げる部署をもって組織する。</p> <p>(1) 研究の経理執行に関する事項については、経理課及び学術情報課とする。</p> <p>(2) 大学に所属する研究者の研究事務手続きについては、<u>研究支援課</u>とする。</p> <p>(3) 附属学校に所属する研究者の研究事務手続きについては、附属学校課とする。</p> <p>3 相談窓口は、本学における公的研究費に係わる事務処理手続きに関する学内外からの問い合わせに誠意を持って対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な指導及び助言並びに支援に資するよう努めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(公的資金管理室)</p> <p>第9条 本学の公的研究費を適正に運営及び管理する組織として、最高管理責任者の下に公的資金管理室を設置する。</p> <p>2～5 [省略]</p> <p>6 公的資金管理室の事務は、関係部課等の協力を得て教育研究支援部<u>教育研究支援課</u>が処理する。</p> <p>(相談窓口の設置)</p> <p>第10条 本学における公的研究費に係わる事務処理手続きに関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を置く。</p> <p>2 相談窓口は、次の各号に掲げる部署をもって組織する。</p> <p>(1) 研究の経理執行に関する事項については、経理課及び学術情報課とする。</p> <p>(2) 大学に所属する研究者の研究事務手続きについては、<u>教育研究支援課</u>とする。</p> <p>(3) 附属学校に所属する研究者の研究事務手続きについては、附属学校課とする。</p> <p>3 相談窓口は、本学における公的研究費に係わる事務処理手続きに関する学内外からの問い合わせに誠意を持って対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な指導及び助言並びに支援に資するよう努めるものとする。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学事務点検評価委員会規則の一部改正について

改正理由：事務組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 事務局長</p> <p>(2) 各部長</p> <p>(3) 総務課長，財務課長，学務課長及び<u>研究支援課長</u></p> <p>(4) その他事務局長が必要と認めた者 若干名</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 事務局長</p> <p>(2) 各部長</p> <p>(3) 総務課長，財務課長，学務課長及び<u>教育研究支援課長</u></p> <p>(4) その他事務局長が必要と認めた者 若干名</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項の一部改正について

改正理由：事務組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正					現 行				
[省略]					[省略]				
<p><u>附 則</u> この要項は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月1日から適用する。</p>									
[省略]					[省略]				
(様式2)					(様式2)				
学 内 文 書 交 換 表					学 内 文 書 交 換 表				
月日	送達文書の文書番号 又は件名	発 信 部 課 等	受 信 部 課 等		月日	送達文書の文書番号 又は件名	発 信 部 課 等	受 信 部 課 等	
			〔 省 略 〕	〔 研 究 支 援 課 〕				〔 省 略 〕	〔 教 育 研 究 支 援 課 〕
[省略]					[省略]				

東京学芸大学センター長協議会要項の一部改正について

改正理由：事務組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(事務)</p> <p>第7条 協議会の事務は、教育研究支援部<u>学系支援課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(事務)</p> <p>第7条 協議会の事務は、教育研究支援部<u>教育研究支援課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学質の高い学校教育・保育の一体的提供を保障するための保育・教育課程の
構築プロジェクト推進委員会要項の一部改正について

改正理由：事務組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第10条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て教育研究支援部<u>学系支援課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第10条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て教育研究支援部<u>教育研究支援課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学デジタル読解力のための教科書連携型デジタル教材の認証・評価と研修・養成の
研究プロジェクト推進委員会要項の一部改正について

改正理由：事務組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(庶務) 第10条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て教育研究支援部<u>学系支援課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この要項は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(庶務) 第10条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て教育研究支援部<u>教育研究支援課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学国際算数・数学授業改善プロジェクト推進委員会要項の一部改正について

改正理由：事務組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て、教育研究支援部<u>学系支援課</u>が処理する。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て、教育研究支援部<u>教育研究支援課</u>が処理する。</p> <p>〔省略〕</p>

芸術・スポーツ科学系組織等検討委員会要項の一部改正について

改正理由：事務組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(庶務) 第8 委員会の庶務は、<u>学系支援課</u>の協力を得て、芸術・スポーツ科学系事務係が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この要項は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(庶務) 第8 委員会の庶務は、<u>教育研究支援課</u>の協力を得て、芸術・スポーツ科学系事務係が処理する。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学大学連携研究設備ネットワーク登録設備利用要項の一部改正について

改正理由：事務組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(事務)</p> <p>第11条 設備の利用に関する事務は、教育研究支援部<u>教育学系支援課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(事務)</p> <p>第11条 設備の利用に関する事務は、教育研究支援部<u>教育研究支援課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学 e-Learning 事業推進協議会要項の一部改正について

改正理由：事務組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(庶務) 第8条 協議会の庶務は、関係部課の協力を得て、教育研究支援部<u>学系支援課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この要項は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(庶務) 第8条 協議会の庶務は、関係部課の協力を得て、教育研究支援部<u>教育研究支援課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学大学教員研究専念制度実施要項の一部改正について

改正理由：事務組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(庶務) 第13条 研究専念制度に関する庶務は、教育研究支援部<u>研究支援課</u>が行う。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この要項は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(庶務) 第13条 研究専念制度に関する庶務は、教育研究支援部<u>教育研究支援課</u>が行う。</p> <p>[省略]</p>

学芸大・みずほFG共同研究プロジェクト設置要項の一部改正について

改正理由：事務組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 プロジェクトの庶務は、<u>教育研究支援部研究支援課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 プロジェクトの庶務は、<u>総務部広報連携協力課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p>

学芸大こども未来プロジェクト設置要項の一部改正について

改正理由：事務組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 プロジェクトの庶務は、<u>総務部広報連携課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 プロジェクトの庶務は、<u>総務部広報連携協力課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学芸術館運営委員会内規の一部改正について

改正理由：事務組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 芸術・スポーツ科学系長</p> <p>(2) 音楽・演劇講座所属教員 3名</p> <p>(3) 美術・書道講座所属教員 3名</p> <p>(4) 健康・スポーツ科学講座所属教員 1名</p> <p>(5) <u>学系支援課長</u></p> <p>(6) その他芸術・スポーツ科学系長が委嘱する者 若干名</p> <p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会に関する庶務は、教育研究支援部<u>学系支援課</u>(芸術・スポーツ科学系事務係)が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この内規は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 芸術・スポーツ科学系長</p> <p>(2) 音楽・演劇講座所属教員 3名</p> <p>(3) 美術・書道講座所属教員 3名</p> <p>(4) 健康・スポーツ科学講座所属教員 1名</p> <p>(5) <u>教育研究支援課長</u></p> <p>(6) その他芸術・スポーツ科学系長が委嘱する者 若干名</p> <p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会に関する庶務は、教育研究支援部<u>教育研究支援課</u>(芸術・スポーツ科学系事務係)が処理する。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学体育施設の屋外夜間照明設備を使用する場合の基準の一部改正について

改正理由：事務組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(コイン等の取扱い部局)</p> <p>第6条 コイン及びカードの取扱い部局は、当分の間、次のとおりとする。</p> <p>(1) 授業及び研究で使用する場合 <u>学系支援課</u></p> <p>(2) 学生が使用する場合 学生課</p> <p>(3) 教職員が使用する場合 人事課</p> <p>(4) 外部団体が使用する場合 財務課</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この基準は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(コイン等の取扱い部局)</p> <p>第6条 コイン及びカードの取扱い部局は、当分の間、次のとおりとする。</p> <p>(1) 授業及び研究で使用する場合 <u>教育研究支援課</u></p> <p>(2) 学生が使用する場合 学生課</p> <p>(3) 教職員が使用する場合 人事課</p> <p>(4) 外部団体が使用する場合 財務課</p> <p>〔省略〕</p>